

News Release

2026年2月10日

各位

株式会社SBI新生銀行
SBI生命保険株式会社

SBI新生銀行の住宅ローンにSBI生命の 「全疾病保障付団信」付保の取り扱いを開始

株式会社SBI新生銀行（本社：東京都中央区、代表取締役社長：川島 克哉、以下「SBI新生銀行」）は、住宅ローンにSBI生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：篠原 秀典、以下「SBI生命」）が提供する就業不能保障特約付き団体信用生命保険（商品名：「全疾病保障付団信」）を付保する取り扱いを2026年3月2日（月）より開始いたします。

全疾病保障付団信は、死亡・高度障害保障・リビングニーズ保障に加え、重度のがんと判断された場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われる重度のがん保険金前払特約や、すべての病気やケガによる就業不能状態時に日々の住宅ローン返済額、一定期間継続時に住宅ローン残高相当額を保障するものです。

近年、住宅ローンをご利用されるお客さまの中でも「さまざまな病気やケガによる収入減少の不安」や「将来の返済に対する備え」へのニーズが高まっております。

このような背景を受け、SBI新生銀行でも、お客さまに安心して住宅ローンをご利用いただくために、すべての病気・ケガによる就業不能状態に対応する「全疾病保障付団信」を住宅ローンの金利上乗せなどすることなく、お客さまのご負担はゼロで、付保させていただくこととしました。

今後もSBI新生銀行およびSBI生命は、幅広いリスクに備え、お客さまに安心して住宅ローンをご利用いただけるよう、より一層商品・サービスの充実に努めるとともに、グループシナジーを生かした取り組みを拡大してまいります。



1. 取扱開始日

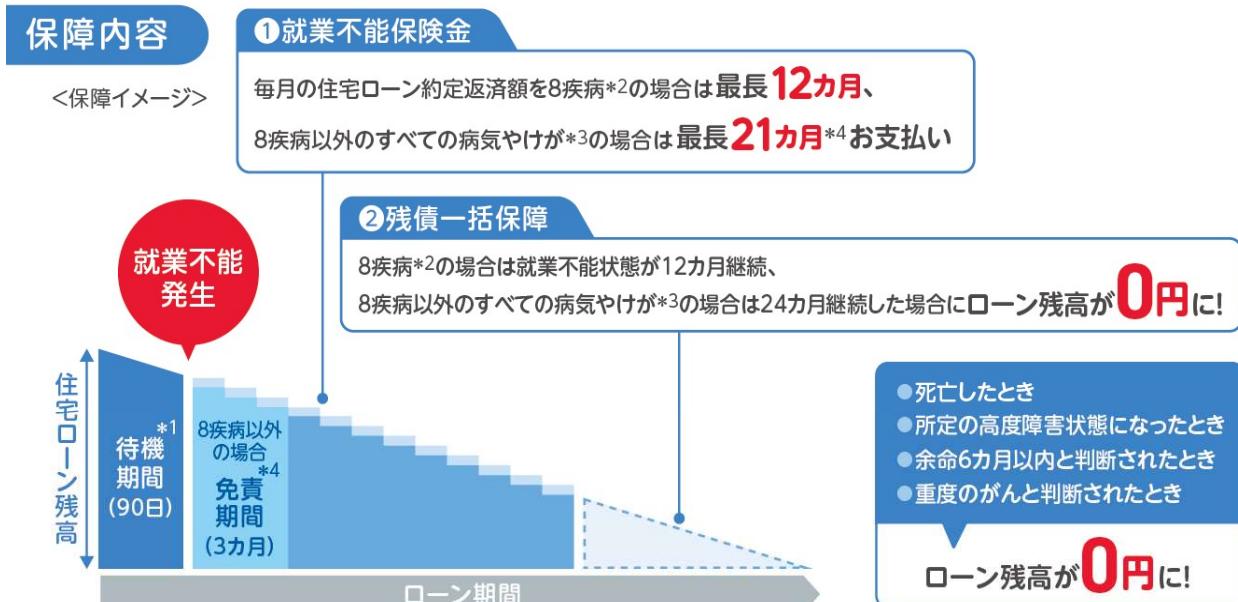
2026年3月2日（月）

2. 商品概要

項目	内容	
年齢条件	借入時年齢：20歳以上50歳未満 完済時年齢：80歳未満	
金利上乗せ	なし	
団信保障内容	事由	支払額
	死亡 または所定の高度障害状態に該当 余命6カ月以内（リビングニーズ） または重度のがんと判断された場合	住宅ローン残高相当額
	がんを含む8疾病による就業不能状態	・日々の住宅ローン返済額（免責期間：なし） ・就業不能状態が12カ月継続した場合、住宅ローン残高相当額
	8疾病以外のすべての病気やケガによる就業不能状態	・日々の住宅ローン返済額（免責期間：3カ月） ・就業不能状態が24カ月継続した場合、住宅ローン残高相当額

News Release

3. 保障内容イメージ



*1 待機期間中に就業不能状態となった場合は原因を問わずお支払いの対象外です。(保障開始日は、待機期間満了日の翌日です。)

*2 がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

*3 精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの等はお支払いの対象外です。

*4 8疾病以外の場合は3カ月の免責期間がございます。

※ 上皮内がん、大腸の粘膜内がん等はがん(悪性新生物)に含みません。

「就業不能状態」には入院だけでなく**自宅療養**も含まれます。

※パワースマート住宅ローンについて詳しくは、以下のSBI新生銀行のホームページをご確認ください。
<https://www.sbihinseibank.co.jp/retail/housing/>

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

<SBI新生銀行>

サステナビリティ＆コミュニケーション統括部

報道機関のみなさま：SBIShinsei_PR@sbishinseibank.co.jp

<SBI生命保険>

広報担当

TEL：03-6229-1019 メール：pr@sbilife.co.jp